

前 介
平成29年3月30日

地域包括支援センター
指定居宅介護支援事業所
指定介護予防訪問介護事業所
指定介護予防通所介護事業所

御中

前橋市長 山 本 龍
(公印省略)

介護予防・日常生活支援総合事業における月額包括報酬サービスの日割り請求にかかる適用について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業にご理解・ご協力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、本市では平成29年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始いたします。

この総合事業における介護予防・生活支援サービス事業の事業費算定につきまして、下記の点が従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と異なりますので注意してください。

別添の厚生労働省資料「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」を参考とし、サービス提供事業所及び指定介護予防支援事業所等の間で連携を図り、遺漏なくご対応くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日割り算定の取り扱い

（1）月途中の利用開始

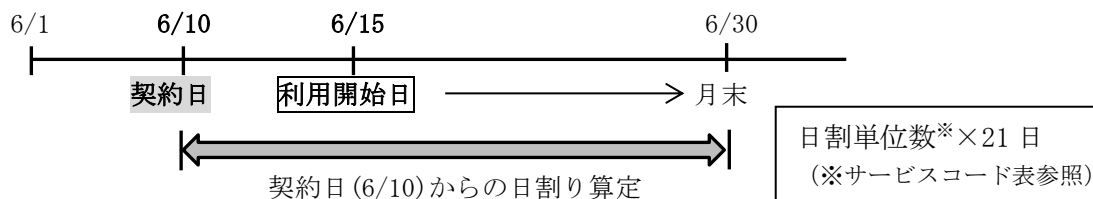
利用者との契約開始を事由として、契約日を起算日に日割り計算を行います。
この場合、当該契約月にサービス利用が無く、翌月からサービス利用を開始した場合、当該契約月については事業費の請求は行えず、翌月より日割り計算をすることなく事業費を請求することとなります。契約日を起算日とする資料9の取り扱いとは異なりますので、ご注意願います。

なお、当該契約月にサービス利用がある場合は、契約日を起算日として日割り計算により事業費を算定してください。

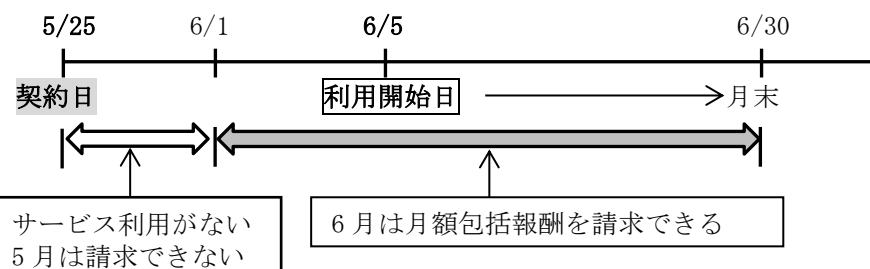
※「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」については、平成27年3月31日老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課／事務連絡・I 資料9を参照してください。

裏面あり

・契約月にサービス利用がある場合



・契約月にサービスの利用がない場合

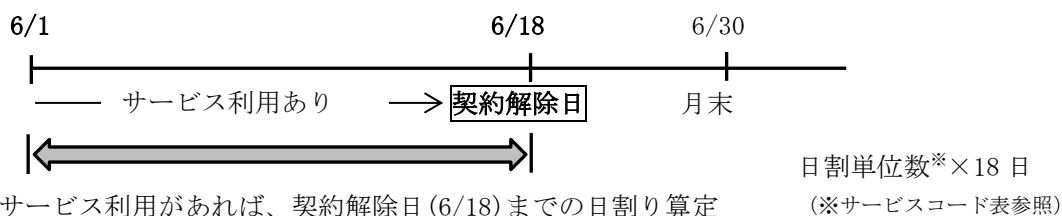


(2) 月途中の利用終了

利用者との契約解除を事由として、契約解除日を起算日に日割り計算を行います。

この場合、当該契約解除月にサービス利用が無い場合、当該契約月については事業費を請求することはできません。なお、当該契約解除月にサービス利用がある場合については、契約解除日を起算日として日割り計算により事業費を算定してください。

契約解除月にサービス利用がない場合



2 日割り計算を適用するサービス種類

- ・訪問型現行相当サービス
- ・通所型現行相当サービス

3 利用回数の変更に伴う請求の取り扱い

利用者の状態像の変化に伴い、例えば、週1回程度から週2回程度が必要となる場合等においては、月単位定額報酬の性格上、月の途中での新たな変更（日割り計算）は想定されていません。利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じてケアプランを変更し、翌月サービス利用分でケアプランに位置づけた単位数で請求してください。

担当：前橋市福祉部 介護高齢課地域支援係：TEL027-898-6275
介護保険室給付適正化係：TEL027-898-6157